

C) 既存の金融支援策を活用 した設備投資等の取組事例

【C1】事業再編計画及び特別事業再編計画の活用事例

事例 C1-①： 技術提携（導入）先ベンチャー企業への投資に対して減税が適用された事例

個社の属性情報	◆個社の類型・規模：「非ジェネリック特化型・中小企業」 ◆後発医薬品の製造販売承認品目数：「4 品目」
活用のきっかけ	◆出資する案件が発生し、制度を調査したところ適用できることが判明したため活用した。
活用のメリット	◆技術提携（導入）先ベンチャー企業への投資に対して減税が適用された。開発環境の安定化に寄与した。



事業再編計画及び特別事業再編計画（日本政策金融公庫）

【概要】

- ・産業競争力強化法では、産業競争力の強化に関する施策として産業活動における新陳代謝を促進するための措置を講じることとしており、その一環として事業再編の円滑化を図ることとしている。これは、我が国の経済社会全体における経営資材の有効活用を通じ、我が国産業における生産性の向上を目指すものである。
- ・具体的には、生産性向上を目指し、事業再編を行う取り組みを事業再編計画として認定し、認定を受けた取組に対して、税制優遇や金融支援等の支援措置を講じることによって当該取組を後押しする。
- ・また、成長意欲のある中堅企業・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、親会社の強みの横展開や経営の効率化によって、グループ一体となって成長を遂げる計画を特別事業再編計画として認定し、認定を受けた取組に対して、税制優遇や金融支援等の支援措置を講じることによって当該取組を後押しする。

【具体的内容】

- ・M&A 実施後の簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクに備えるために、準備金を積み立てた場合、株式取得価額の一定割合の準備金積立額を損金算入できる。
- ・過去に M&A を行ったことがある成長志向の中堅企業や中小企業が、特別事業再編計画に基づき実施する株式若しくは持分の取得による M&A については、株式取得価額の最大 100%まで損金算入可能となる。益金算入開始までの据置期間は 10 年間である。
- ・過去に合併、分割、事業若しくは資産の譲受け、又は他の会社の株式若しくは持分の取得等を行ったことがある成長志向の中堅企業や中小企業が、新たな需要の相当程度の開拓を目指して行う他の企業の吸収合併、吸収分割による承継、事業若しくは資産の譲受けを行う際に係る登録免許税を軽減できる。
- ・特別事業再編計画の認定を受けた上で、その認定の日から 2 年以内に、当該認定特別事業再編計画に係る事項について登記を受ける場合に特例税率が適用可能となる。

【活用のメリット】

- ・買収費用の一部を損金算入でき、税負担が軽減される。
- ・登録免許税が軽減され、手続きコストを抑えられる。
- ・据置期間を最長 10 年設けられ、資金繰りにゆとりができる。

【出所】

- ・経済産業省ホームページ＞事業再編の促進（産業競争力強化法）

https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/saihen_2.html

【C2】 中小企業経営力強化資金制度の活用事例

事例 C2-①： 優遇された金利で資金調達し、治験薬等製造棟建築資金に充当できた事例

個社の属性情報	◆個社の類型・規模：「ジェネリック特化型・中小企業」 ◆後発医薬品の製造販売承認品目数：「80 品目」
活用のきっかけ	◆日本政策金融公庫の担当者からの提案
活用のメリット	◆優遇された金利で資金調達し、治験薬等製造棟建築資金に充当できた。



事例 C2-②： 新工場建設に伴う融資金利の減免による返済額の減少に繋がった事例

個社の属性情報	◆個社の類型・規模：「非ジェネリック特化型・中小企業」 ◆後発医薬品の製造販売承認品目数：「5 品目」
活用のきっかけ	◆銀行から紹介を受けて活用した。
活用のメリット	◆新工場建設に伴う融資金利の減免による返済額の減少



中小企業経営力強化資金制度（日本政策金融公庫）

【概要】

- ・ 認定経営革新等支援機関による指導・助言を通じた経営革新や異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓、「中小企業の会計に関する基本要領」・「中小企業の会計に関する指針」に従った会計処理を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化、関係機関による支援を受けた経営課題の解決などを支援する。

【活用のメリット】

- ・ 融資限度額が大きい。金利が比較的低い。自己資金要件がない。

【融資限度額】

- ・ 直接貸付 7 億 2 千万円

【助成率】

- ・ 自己資金要件無し

【期間】

- ・ 設備資金 20 年以内(うち据置期間 2 年以内)
- ・ 運転資金 7 年以内(うち据置期間 2 年以内)

【出所】

- ・ 日本政策金融公庫ホームページ> 中小企業経営力強化資金
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/64_t.html

【C3】地域未来投資促進税制の活用事例

事例 C3-①： 工場増設（機械設備を含む）を目的とする大規模設備投資に際して国税・地方税の減免に繋がった事例

個社の属性情報

- ◆個社の類型・規模：「ジェネリック特化型・大企業」
- ◆後発医薬品の製造販売承認品目数：「125 品目」

活用のきっかけ

- ◆工場の増設時に地域未来投資促進法に基づく税制支援を活用してきたこと。

活用のメリット

- ◆地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県に承認されると、計画の実行を条件に地方税の減免が適用される。
- ◆また、地域経済牽引事業計画が先進性を有する場合、経済産業省に申請・承認されると国税の減免が適用される。
- ◆当社の場合、原薬工場、製剤工場で1棟の増設に30～100億円規模の設備投資が必要であり（機械設備含む）、税制支援の効果は国税・地方税含め1棟当たり1～4億円程度になり、効果は非常に大きい。



事例 C3-②： 増産対応に向けた設備投資の際に税額控除に繋がった事例

個社の属性情報

- ◆個社の類型・規模：「ジェネリック特化型・中小企業」
- ◆後発医薬品の製造販売承認品目数：「230 品目」

活用のきっかけ

- ◆増産対応に向けた設備投資を計画する中で県の地域経済牽引計画の要件に合致したため。

活用のメリット

- ◆特別償却または税額控除を受けられる。また、地域経済牽引事業の実施に必要な土地や建物について、固定資産税等の不均一課税を受けられる。



地域未来投資促進税制（経済産業省）

【概要】

- ・地域未来投資促進税制では、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大 50%）又は税額控除（最大 6%）を受けることが可能となる。
- ・本税制措置を受けるためには、都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認（申請先⇒都道府県）を受けた上で、国（主務大臣）による課税特例の確認（申請先⇒地方経済産業局）を受ける必要がある。

【具体的内容】

◇特別償却（対象資産：償却率）

- ・機械装置または器具設備：40%
- ・機械装置または器具設備（上乗せ要件を満たす場合 A・B）：50%
- ・機械装置または器具設備（上乗せ要件を満たす場合 C）：50%
- ・建物または付属設備または構築物：20%

◇税額控除（対象資産：税額控除率）

- ・機械装置または器具設備：4%
- ・機械装置または器具設備（上乗せ要件を満たす場合 A・B）：5%
- ・機械装置または器具設備（上乗せ要件を満たす場合 C）：6%
- ・建物または付属設備または構築物：2%

【活用のメリット】

- ・設備投資に対する税制が優遇され、投資コストを抑えられる。

【融資限度額】

- ・直接貸付 7 億 2 千万円

【助成率】

- ・自己資金要件無し

【期間】

- ・設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内）
- ・運転資金 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

【出所】

- ・経済産業省ホームページ＞地域未来投資促進法（税制支援）

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

【C4】中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金の活用事例

事例 C4-①： 研究開発の投資効率改善に繋がった事例

個社の属性情報

- ◆個社の類型・規模：「非ジェネリック特化型・大企業」
- ◆後発医薬品の製造販売承認品目数：「27 品目」

活用のきっかけ

- ◆自社工場新規ラインの増設計画に際して、ここ数年、建築費及び設備導入コストは急騰している一方で、コスト増加分の価格転嫁は薬価制度の下では実現できず、投資効率の悪化が避けられない状況が課題であった。

活用のメリット

- ◆中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金による投資効率の改善によって、製薬企業の使命である安定供給を実現するための生産力増強と共に、企業の成長を牽引する研究開発投資及び人件費に対する適切な投資を並行して行うことができた。



事例 C4-②： 製造能力増強を目的とする大規模設備投資（百数十億円規模）の資金調達を実現した事例

個社の属性情報

- ◆個社の類型・規模：「非ジェネリック特化型・中小企業」
- ◆後発医薬品の製造販売承認品目数：「1 品目」

活用のきっかけ

- ◆製造能力を抜本的に改善するため、特殊な専用設備(低温の生薬倉庫、原料生薬の抽出装置、抽出液の遠心分離装置、濃縮液の大型乾燥用スプレードライ装置等)と製剤機器等の拡充が必要であった。

活用のメリット

- ◆大規模な設備投資には莫大な費用（百数十億円規模）がかかるが、中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金を活用することにより資金調達が可能となり、経営負担を軽減できた。



中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（経済産業省）

【概要】

- ・本事業は、中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行うものである。

【活用のメリット】

- ・設備投資に対する税制が優遇され、投資コストを抑えられる。

【補助上限】

- ・ 50 億円

【補助率】

- ・ 1/3 以内

【期間】

- ・ 令和 9 年度以内

【出所】

- ・ 経済産業省ホームページ＞令和 6 年度補正「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」に係る補助事業者（事務局）の公募について

<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2024/k241220002.html>

【C5】中小企業技術基盤強化税制の活用事例

事例 C5-①： 試験研究に必要な支出の税負担が軽減され、研究開発に充てられる資金の増加に繋がった事例

個社の属性情報	◆個社の類型・規模：「非ジェネリック特化型・中小企業」 ◆後発医薬品の製造販売承認品目数：「1 品目」
活用のきっかけ	◆顧問税理士からの推薦による。
活用のメリット	◆試験研究に必要な支出が税額控除対象となるため、税負担が軽減され、実質的に研究開発に充てられる資金が増加する。これにより、より多くのリソースを研究開発に投入できた。 ◆また、自社が扱う生物原料の基礎研究を通じてユーザーに科学的な情報を提供したことにより、製品売上の上昇の一端を担った。 ◆基礎研究のデータを蓄積することで、将来、新規顧客の獲得につながる可能性もある。



中小企業技術基盤強化税制（中小企業庁）

【概要】

- ・ 中小企業技術基盤強化税制とは、企業が研究開発を行っている場合に、法人税額から試験研究費の額に税額控除割合（12%～17%）を乗じた金額を控除できる制度である。
- ・ 控除できる金額は、原則として、法人税額の 25%が上限となる。

【控除率の算定（例）】

- ・ 試験研究費が過去 3 年間の平均と比較し 12%以下の場合：12%
- ・ 試験研究費が過去 3 年間の平均と比較し 12%超の場合：【12% + (増減試験研究費割合 - 12%) × 0.375】（最大 17%）

【活用のメリット】

- ・ 研究開発したものが必ずしも利益になるとは限らない中、税制によって還元を受けられれば、次の開発費を増やすことができる。設備投資だけではなく、研究開発に従事した人件費も控除対象に含めることができる。等

【出所】

- ・ 中小企業庁ホームページ＞中小企業向け研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/kenkyukaihatsu/index.html>

【C6】医薬品安定供給支援補助金（医薬品安定供給体制緊急整備事業）の活用事例

事例 C6-①： 生産設備増強及び人材確保に繋がった事例

個社の属性情報	◆個社の類型・規模：「非ジェネリック特化型・中小企業」 ◆後発医薬品の製造販売承認品目数：「22 品目」
活用のきっかけ	◆生産設備の増強を目的として医薬品安定供給支援補助金（医薬品安定供給体制緊急整備事業）に応募した。
活用のメリット	◆生産設備の増強ならびに人的補充に関する効果も得られた。



事例 C6-②： 自社製剤備蓄用倉庫建設費用の一部に充当した事例

個社の属性情報	◆個社の類型・規模：「ジェネリック特化型・中小企業」 ◆後発医薬品の製造販売承認品目数：「43 品目」
活用のきっかけ	◆セフェム系医薬品の安定供給に向けた国内備蓄体制の構築を目的として医薬品安定供給支援補助金（医薬品安定供給体制緊急整備事業）に応募した。
活用のメリット	◆自社製剤セフェム系注射剤（安定確保医薬品 A）を備蓄するために倉庫建設費用の一部として活用することが出来た。



事例 C6-③： 予備品確保や中間製品保管量最適化による生産工程短縮に繋がった事例

個社の属性情報	◆個社の類型・規模：「非ジェネリック特化型・大企業」 ◆後発医薬品の製造販売承認品目数：「183 品目」
活用のきっかけ	◆医薬品の供給不安に対して必要な設備整備を行うことで製造体制の強化を図るため、従前から「予備品確保」や「中間製品保管」に取り組んでいた。一方、市場のニーズに応えるには更なる設備投資が必要であったため、医薬品安定

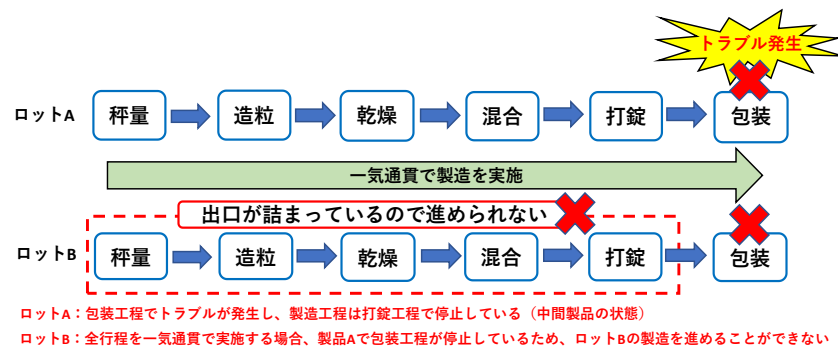
供給支援補助金（医薬品安定供給体制緊急整備事業）に応募した。

◆予備品確保の必要性：

後発医薬品メーカーでは限られた設備で少量多品目生産を行うため、生産ラインの切替・洗浄が頻繁に発生する。洗浄の際、製造装置に付帯する布製フィルターなどの部品を乾燥する時間が律速になりがちであることから、布製フィルターなどの予備品（既に乾燥しているもの）が必要であった。

◆中間製品保管量最適化の必要性：

バッチ生産方式では、ある工程で何らかのトラブルが発生して停止すると、その後の工程を進められなくなる。一方、トラブルによる停止中の工程よりも前の工程には影響しないことから、当該工程で生産した中間製品を保管する仕組みが必要であった。

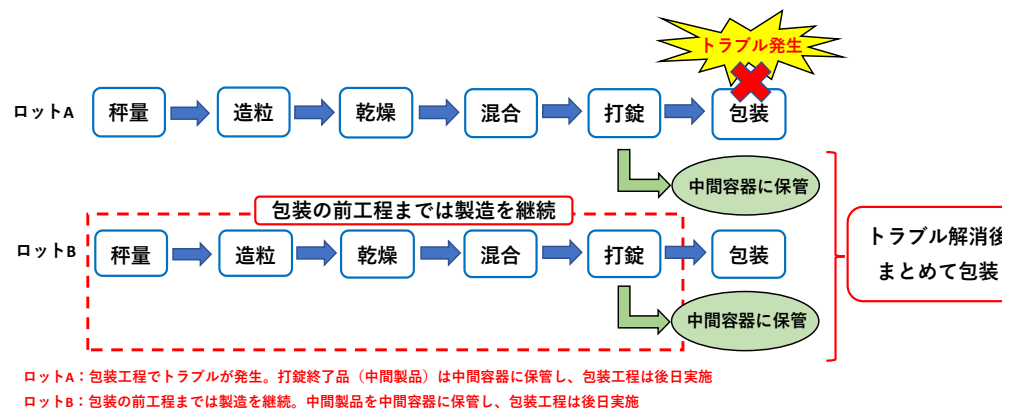


◆比較的時間の要する前工程の中間製品（在庫）を保管するための中間容器を補充した結果、比較的処理の速い後工程（包装等）で何らかのトラブルが発生しても、前工程の在庫があることで生産の遅れを取り戻すことが可能となった。

◆製造装置の予備品や、比較的時間の要する前工程の中間製品を在庫として保管することで、現在の生産要員体制で生産数量が以前と比べて約 1.3 倍（作業要員、作業時間は同じ条件とした場合）に増加した。

中間容器補充によるフレキシブルな生産体制の構築

活用のメリット



（予備部品を適切に保管管理することにより、機器の故障時に迅速に復帰させ、生産停止期間を未然に防止する体制を構築）



医薬品安定供給支援補助金（医薬品安定供給体制緊急整備事業）

【概要】

- ・ 現下で発生している大規模な供給不安に対して、医療上の必要性の高い医薬品の増産等に必要な人件費及び設備整備の補助を行うものである。

【補助対象経費】

◇調査支援事業

- ・ 企業間で連携し品目統合等を実施する上で、対象企業の予算書、事業計画書、決算書、総勘定元帳、監査法人による報告書等を分析し、財務的な健全性を確認し潜在的な財務リスクの調査に必要な経費（財務調査費）
- ・ 企業間で連携し品目統合等を実施する上で、対象企業の組織に関する資料、役員・社員に関する資料、業務に関する資料、紛争に関する資料、許認可に関する資料等を分析し、法務的な健全性を確認し潜在的な法務リスクの調査に必要な経費（法務調査費）
- ・ 企業間で連携し品目統合等を実施する上で、財務や法務上以外の業務の健全性を確認し潜在的なリスクの調査に必要な経費（その他調査費用）

◇設備整備支援事業

- ・ 品目統合等を予定している後発医薬品について、統合する側の企業が品目統合等に伴い生産の効率化を図った上で、統合する側の企業の既存の製造設備では品目統合等後に想定される需要見込数量に対応できない場合、既存の製造設備の改修に必要な経費や一部機器の入れ替え、システムの導入に必要な経費（設備整備費）

【補助上限】

- ・ 調査支援事業の補助上限：2 億円
- ・ 設備整備支援事業の補助上限：10 億円

【補助率】

- ・ 調査支援事業：国 1/2、事業者 1/2
- ・ 設備整備支援事業：国 1/2、事業者 1/2

【事業実施期間】

- ・ 採択日～令和 8 年 3 月 31 日

【出所】

- ・ 厚生労働省ホームページ＞医薬品安定供給支援補助金（医薬品安定供給体制緊急整備事業）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37018.html

【C7】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の活用事例

事例 C7-①： 抗菌薬注射剤の生産能力の増強・拡充を目的とする新工場の敷地を確保した事例

個社の属性情報	◆個社の類型・規模：「非ジェネリック特化型・大企業」 ◆後発医薬品の製造販売承認品目数：「16 品目」
活用のきっかけ	◆市場全体の抗菌薬の供給不足が続く中、フル稼働で抗菌薬の生産をしても在庫を全くとめることができず、トラブルが発生した場合には速やかに欠品に直結する状態であった。抗菌薬注射剤の生産能力の増強・拡充を目的として当該補助金に応募した。
活用のメリット	◆サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金を活用して新工場の敷設を確保した。従来の設備では 1,000 万の供給数であったが、新工場では追加で最大 800 万の生産キャパシティを確保しており、生産能力の増強と拡充を推進することができる。



サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

【概要】

- ・生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材等について、国内で生産拠点等を整備しようとする場合に、その設備導入等の補助を行うものである。

【補助対象経費】

- ・建物・設備・システムの導入等

【補助上限】

- ・（1次公募）150億円
- ・（2、3次公募）100億円（中小企業特例事業は5億円）
- ・（令和5年2月公募）30億円

【事業期間】

- ・（1次公募）原則として令和5年3月31日まで
- ・（2次公募）原則として令和6年3月31日まで
- ・（3次公募）原則として令和7年3月31日まで
- ・（令和5年2月公募）原則として令和8年3月31日まで

【出所】

- ・経済産業省ホームページ>サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金
<https://www.meti.go.jp/covid-19/supplychain/index.html>